令和６年度　第２回農業委員会総会　（６．５．２１）
開　会　　午後２時００分　　小平市役所　３階　庁議室

議　　長～　ただいまから、令和６年度・第２回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませんか。

全　　員～　異議なし。

議　　長～　９番 村野委員、１０番 滝島委員にお願いします。

第１号議案　相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議　　長～　１番　申　請　者
以上１件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事　務　局～　１番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、５月１５日午前に８番井上委員、１５番髙橋委員及び事務局とで行っております。

１番
現地案内図は、１ページ、１番です。
８番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

８番井上委員～　現地は、非常に綺麗に整備されており、問題ございません。

議　　長～　以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全　　員～　な　　し

議　　長～　特にないようですので、以上１件を適格者として証明することに決定いたします。

第２号議案　相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議　　長～　２番　　申　請　者
３番　　申　請　者
４番　　申　請　者
５番　　申　請　者
以上４件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事　務　局～　２番から５番につきましては、相続税納税猶予に係る３年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、５月１５日午前に８番井上委員、１５番髙橋委員及び事務局、同日午後に９番村野委員、１１番小川委員及び事務局とで行っております。

２番
現地案内図は、２ページ、２番です。
９番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

９番村野委員～　現地は、ナシ、キウイフルーツに加え、夏野菜を栽培しておりました。畑も綺麗に整備されており、問題ございません。

事　務　局～　３番
現地案内図は、３ページ、３番です。
９番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

９番村野委員～　現地は、下草もなく綺麗に整備されており、問題ございません。

事　務　局～　４番
現地案内図は、４ページ、４番です。
８番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

８番井上委員～　現地は、摘み取り用のナデシコ、ポピー等の様々な花や、カモミール等のハーブが栽培されておりました。問題ございません。

事　務　局～　５番
現地案内図は、５ページ、５番です。
８番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

８番井上委員～　現地は、銀杏の木が植え付けられ、キウイフルーツやブルーベリー、ジャガイモ、サトイモが作付けされておりました。畑も綺麗に整備されており、問題ございません。

議　　長～　以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全　　員～　な　　し

議　　長～　特にないようですので、以上４件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第3号議案　都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議　　長～　６番　　申　請　者

以上１件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事　務　局～　６番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画審議の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、５月１５日午後に９番村野委員、１１番小川委員及び事務局とで行っております。

６番

現地案内図は、６ページ、６番です。

９番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

９番村野委員～　現地は、綺麗に管理されており、問題ございません。今後はビニールハウスを整備し、シイタケを栽培する予定です。

議　　長　～　以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全　　員　～　な　　し

議　　長　～　特にないようですので、以上１件につきまして、事業計画決定といたします。

以上が今月の議案でございます。

次に、４月１１日から５月１０日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第１号　農地転用のための届出の件　（法第４条）

議　　長～　７番　　申　請　者

８番　　申　請　者

９番　　申　請　者

以上３件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事　務　局～　今回報告の法第４条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

７番

現地案内図は、７ページ、７番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は宅地と報告させていただきました。

８番
現地案内図は、８ページ、８番です。
現地調査につきましては、事務局で行い、現況は駐車場と報告させていただきました。

９番
現地案内図は、９ページ、９番です。
現地調査につきましては、事務局で行い、現況は駐車場と報告させていただきました。

以上３件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を４月２４日及び５月７日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議　　長～　以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全　　員～　な　　し

議　　長～　特にないようですので、専決処理に伴う４条転用の報告を終わります。

第２号　農地転用のための権利移動または設定届出の件　（法第５条）

議　　長～

１０番　譲受人
　　譲渡人
１１番　譲受人
　　譲渡人
１２番　譲受人
　　譲渡人
１３番　譲受人
　　譲渡人
１４番　譲受人
　　譲渡人
１５番　譲受人
　　譲渡人

以上６件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事　務　局～　今回報告の法第５条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

１０番
現地案内図は１０ページ、１０番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

１１番
現地案内図は１１ページ、１１番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

１２番
現地案内図は１２ページ、１２番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は使用貸借権の設定です。現況は宅地でございます。

１３番
現地案内図は１３ページ、１３番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

１４番
現地案内図は１４ページ、１４番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

１５番
現地案内図は１５ページ、１５番です。
転用目的は介護施設で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

以上６件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を４月２４日、５月７日及び５月１５日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議　　長～　以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全　　員～　な　　し

議　　長～　特にないようですので、専決処理に伴う５条転用の報告を終わります。
以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。